

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成30年9月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

奨励金の交付対象となる業種に「情報サービス業」及び「インターネット附属サービス業」を追加し、本市における企業誘致促進の強化を図ることを目的とした一部改正条例の制定について専決処分したため。



専決第13号

八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例の制定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年8月8日

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例の一部を改正する条例

八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例（平成18年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 情報通信関連事業 次に掲げる事業をいう。</p> <p>ア コールセンター (略)</p> <p>イ データセンター (略)</p> <p><u>ウ 情報サービス業 日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められたものをいう。以下同じ。)の大分類の区分で情報通信業のうち中分類の区分で情報サービス業に属するもの</u></p> <p><u>エ インターネット附随サービス業 日本標準産業分類の大分類の区分で情報通信業のうち中分類の区分でインターネット附随サービス業に属するもの</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(指定事業所)</p> <p>第4条 この条例の適用を受けることができる事業所(以下「指定事業所」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 情報通信関連事業 次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ コールセンター (略)</p> <p>ロ データセンター (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(指定事業所)</p> <p>第4条 この条例の適用を受けることができる事業所(以下「指定事業所」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 操業時の常用雇用者が、次に掲げる区分に従い、当該区分に定める数以上あること。

ア コールセンター及びデータセンター  
20人

イ 情報サービス業及びインターネット附随サービス業 5人

(3) (略)

(2) 操業時において、常用雇用者の数が20人以上あること。

(3) (略)

別表（第3条関係）

1 コールセンター及びデータセンター

奨励金の種類	奨励金の額及び限度額	交付期間等
開業時奨励金	直接事業の用に供される投下固定資産の取得価額の合計額及び事業用資産の改造に要した額の100分の10に相当する額とし、3千万円を限度とする。	1回限り
事業用資産奨励金	直接事業の用に供される事業用資産の適正な賃借料の年額の3分の1に相当する額並びに専用回線、電話料金及びインターネット接続サービスの利用に係る適正な賃借料の年額の2分の1に相当する額とし、1年につき1千万円を限度とする。	5年以内
雇用促進奨励金	新規市内雇用者の数に30万円を乗じて得た額とし、5千万円を限度とする。	3年以内

2 情報サービス業及びインターネット附随サービス業

奨励金の種類	奨励金の額及び限度額	交付期間等
事業用資産奨励金	直接事業の用に供される事業用資産の適正な賃借料の年額の3分の1に相当する額並びに専用回線、電話料金及びインターネット接続サービスの利用に係る適正な賃借料の年額の2分の1に相当する額とし、1年につき250万円を限度とする。	3年以内
雇用促進奨励金	新規市内雇用者の数に30万円を乗じて得た額とし、600万円を限度とする。	3年以内

別表（第3条関係）

奨励金の種類	奨励金の額及び限度額	交付期間等
開業時奨励金	直接事業の用に供される投下固定資産の取得価額の合計額及び事業用資産の改造に要した額の100分の10に相当する額とし、3千万円を限度とする。	1回限り
事業用資産奨励金	直接事業の用に供される事業用資産の適正な賃借料の年額の3分の1に相当する額及び専用回線、電話料金及びインターネット接続サービスの利用に係る適正な賃借料の年額の2分の1に相当する額とし、1年につき1千万円を限度とする。	5年以内
雇用促進奨励金	新規市内雇用者の数に30万円を乗じて得た額とし、5千万円を限度とする。	3年以内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

